

柏市客引き行為等禁止等条例施行規則をここに公布する。

平成29年 6月23日

柏市長 秋 山 浩 保

柏市規則第65号

柏市客引き行為等禁止等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市客引き行為等禁止等条例（平成29年柏市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(客引き行為等を用いた営業を行わない旨の申出)

第3条 条例第10条第1項に規定する飲食店等を営む者は、同項の規定による申出を行おうとするときは、それらの営業所ごとに、客引き行為等を用いた営業を行わない旨の確約書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該申出の内容に関し必要な調査を行い、当該申出に係る営業所が客引き行為等を用いた営業を行わない営業所であると認めるときは、客引き行為等の禁止に関する協力認定書（以下「協力認定書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により協力認定書の交付を受けた営業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力認定書の返納を求めるものとする。

(1) 当該営業所において、条例第7条又は条例第8条第1項の規定に違反する行為が行われていると認めるとき。

(2) 当該営業所における営業に関し、法令に違反する行為その他客引き行為等の禁止に関する協力の認定をするのにふさわしくない行為が行われたと認めるとき。

(指導員の運用)

第4条 条例第11条第2項に規定する市長があらかじめ指定する者（以下「指導員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が指定するものとする。

(1) 本市が委託する客引き行為等の対策を目的とする業務に従事する者

(2) 地域団体に所属する者であって、当該地域団体の長が推薦するもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 指導員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 指導員は、条例第11条第1項の指導を行うに当たっては、客引き行為等対策指定指導員証（以下「指導員証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 指導員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、指導員証を市長に返納しなければならない。

(1) 指導員の職を離れたとき。

(2) 指導員の任期が満了したとき。

(3) 次項の規定により指導員の指定を解除されたとき。

5 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、指定を解除することができる。

(1) 心身の故障のため、指導員としての業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 指導員としての信用を傷つけ、業務の遂行に著しく支障を来したとき。

(3) 第1項各号に定める者に該当しなくなったとき。

（警告書の交付等）

第5条 市長は、条例第12条の警告を行うに当たっては、警告書及び警告書交付控を作成し、警告書交付控に当該警告の相手方の署名を求めた上で、警告書を相手方に交付するものとする。

（勧告書の交付等）

第6条 市長は、条例第13条の勧告（以下「勧告」という。）を行うに当たっては、勧告書及び勧告書交付控を作成し、勧告書交付控に勧告の相手方の署名を求めた上で、勧告書を相手方に交付するものとする。

（公表事項等）

第7条 条例第16条第1項の規定による公表（以下「公表」とい

う。)は、次に掲げる事項を柏市公告式条例(昭和29年柏市条例第3号)第2条第2項に規定する市庁舎掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公表を開始する日及び公表をする期間
- (2) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- (3) 条例第11条第1項に規定する違反行為(以下「違反行為」という。)に関連する営業所名及び当該営業所の所在地
- (4) 違反行為の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかった旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項(意見を述べる機会の付与)

第8条 市長は、条例第16条第2項の規定により意見の聴取を行おうとするときは、当該聴取をされる者に対し、次に掲げる事項を記載した公表通知書により通知するものとする。

- (1) 公表をしようとする事項
- (2) 公表の根拠となる条例の条項
- (3) 公表の原因となる事実

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表に係る事実につき、書面又は口頭により意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定による意見の陳述において、口頭により意見が述べられたときは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書を作成するものとする。

(土地等の提供者への通知)

第9条 条例第17条の規定による通知は、土地等提供者通知書により行うものとする。

(過料)

第10条 市長は、条例第21条又は条例第22条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、市長は、告知・弁明書交付控に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による手続の後において過料の処分をするときは、過料処分通知書を交付するものとする。この場合におい

て、市長は、当該過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書
交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、郵送その他の手段によ
り、過料処分通知書の受領が確認できる場合は、過料処分通知書
交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めることを省略
することができる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に
定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条から
第10条までの規定は、平成29年11月1日から施行する。